

## REPORT III

# 公的年金の給付と負担に関する 通知の効果と課題

金融研究部門 / 年金フォーラム 臼杵 政治 / 中嶋 邦夫 / 北村 智紀  
usuki@nli-research.co.jp/nakasima@nli-research.co.jp/kitamura@nli-research.co.jp

### 1. はじめに

2004年度の年金制度改正において、政府は「年金に関わる個人情報を若い人にもわかりやすくお伝えします」として、年金の給付や保険料負担に関する個人情報の定期的な通知を施策として打ち出した。

これを受けて社会保険庁<sup>(注1)</sup>では、2005年2月から国民年金加入者に「国民年金納付額のお知らせ」を送付するとともに、従来は55歳以上の請求した被保険者に送っていた加入状況や年金見込額の通知について、2006年3月から対象を50歳以上に拡大した。同時に、対面・インターネット・電話による年金見込額や加入記録の照会に回答するサービスを充実させようとしている。このように近年、公的年金加入者個人に対する、給付と負担とを内容とする通知への関心が高まっている。

以下、本稿ではまず、給付と負担に関する通知の効果に触れ、次いで海外の事情を紹介する。さらに日本の被保険者に対する通知の効果に関する筆者らの研究を紹介し、最後に今後の課題について触れることとする。

### 2. 年金通知の2つの効果

公的年金加入者に、給付と負担に関する通知を送ることには2つの効果が期待される。

第1は、加入者の老後の生活設計（ライフプラン）のための情報提供である。公的年金・恩給は、現在、高齢者世帯の所得の約7割を占めている重要な収入源である。そこで老後のための貯蓄や消費の計画をたてるためには、公的年金の支給見込額を知っておく必要がある。

2004年度の年金制度改正の後には、このニーズがさらに高まったと考えられる。というのも、マクロ経済スライドによる給付調整によって、厚生年金の所得代替率が2025年までにおよそ2割低下するからである。その分は、企業年金などを含めた私的保障によって補う必要がある。また、過去や将来の報酬だけでなく、マクロ経済スライドの下では給付乗率が変化し、年金見込額の算定が従来以上に複雑となっている。年金見込額を自分で計算するのは難しい。

通知の第2の効果は、自分の給付と負担への理解をきっかけにして、年金制度への信頼を高めることである。厚生労働省が2002年12月に発表した「年金改革の骨格に関する方向性と論点」では、2004年度年金改革の基本的視点として、

「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に関する不安感、不信感を解消すること」と「現役世代が将来の自らの給付を実感できるわかりやすい制度とすること」をあげた。

公的年金の給付内容の見直しが続く中で、マスメディアからはセンセーショナルに「年金の危機」や保険料の「無駄遣い」が伝えられ、高水準の未納・未加入にもみられるように、加入者の不安や不信が募っている。負担と給付（年金見込額）に関する通知により、各人が自分の受け取る見込額を実感できれば、制度への不安や不信を軽減するための1つの手段になりうる<sup>(注2)</sup>。

実際、自分の保険料や年金見込額を知りたいという意見は強い。筆者らが2005年に行った1号被保険者へのアンケート調査をみると、保険料と年金額について知りたいと思うか、という問いに対して「非常に」「かなり」「どちらかといえば」知りたいという回答が89%に達した。しかも、過去2年間納付実績のない未納・未加入者でも32%が知りたいと答えていた。

未納・未加入の理由には、流動性制約や老後への無関心（高い時間選好率）など、さまざま

な理由が考えられる。しかし少なくとも、「制度の内容や払っても貰えるかがわからない」という理由で未納・未加入に陥っている人々には、保険料と給付見込額の通知が効果を発揮しうる。

### 3. 海外における通知の事例

#### (1) 導入のきっかけ

次に海外における年金通知への取り組みを紹介し、老後のライフプランに役立てる、年金制度への理解と信頼を深める、という2つの効果を得るために、具体的にどのような内容や手法の通知が行われているかをみてみたい。

図表 - 1は、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、カナダの4カ国について現在送られている通知をまとめたものである。

どの国も、給付予測額の通知が始まってから、まだ10年を経過していない。特にスウェーデンやドイツでは、制度改革で公的年金以外の老後準備が重要になり、そうした準備を助ける意味で通知が始まった。

図表 - 1 海外4カ国における給付と負担に関する通知の現状

	ドイツ	スウェーデン	米国	カナダ	
名称	Renteninformation	Den Allmänna Pensionen	Social Security Statement	Statement of Contributions	
開始年	2004（2001から試行）	1999	1999（要求は1988）	1997	
ページ数	3頁	6頁（一部の人は4頁）	6頁（60歳未満は4頁）	1頁	
頻度	毎年	毎年	毎年	毎年	
対象	27歳以上の加入者	16歳以上の加入者	27歳以上の加入者	18歳以上の加入者	
通知内容	老齢年金見込額	3通り	6通り	3通り	1通り
	遺族年金・障害年金	なし	なし	あり	あり
	年金ポイント	あり（障害年金の計算にも必要）	あり（早期年金・遺族年金の計算に必要）	なし	なし
	拠出履歴	あり（累計のみ）	あり（直前分と累積）	あり（累計のみ）	あり
	報酬履歴	なし	あり（直前分のみ）	あり	あり
	問合せ先	あり	あり	あり	なし
	その他	付加的な老後準備の必要性	積立方式部分の資産残高や運用成績	年金財政の見通し（赤字化や積立金枯渇の時期）	特になし

スウェーデンでは、1999年の改革により、公的年金がそれまでの給付建てから、概念上の拠出建て（NDC）と資金拠出のある拠出建ての2本建てに変わった。旧制度では、過去の加入期間（30年まで）のうちもっとも高い15年の報酬により年金額が決まっていた。しかし、新制度では、加入して拠出をするほど年金額が高くなることだけが確実なことであり、年金額や所得代替率は運用利回り次第で増減する。

そこで、年金制度への関心を高めるとともに、企業年金や個人年金を含めた老後の準備を早くから促す狙いで、1999年からオレンジ・レターと呼ばれる通知を送付し始めた。

ドイツで通知を始めたきっかけは、2001年の制度改正である。この改正により、公的年金の所得代替率が低下し、それを補うものとして、補足的年金制度（リースター年金）が導入された。こうして老後の所得保障の3本柱の内、公的年金以外の企業年金や個人年金が重要になったことを理解して貰おうというのが、第1の目的であった。

第2の目的が若年層を中心とした制度への不信や不安を緩和することであった。ドイツでも年金制度そのものに対する若者の不信（給付額は減り、保険料は上がる）が懸念されている。そこで毎年年金額が確かに増えることを示して、それを緩和しようとしたのである。

これらの目的を達成するため、2004年に制定された高齢者財産法（AVmG）は、政府が年金情報（Renteninformation）と年金通知（Rentenauskunft）<sup>（注3）</sup>の2つの通知を送付することを義務づけた。

## （2）共通の特徴

ここで、4カ国の通知に共通する特徴を3点指摘しておきたい。

第1に、若年層からの年金見込額通知が、情報提供の核となっている。65歳までの所得など、予測の前提を明らかにした上で、若年層にも見込額を通知している。年金制度による老後の準備を自分のこととして実感してもらうためには、当然に若いうちから見込額を知らせるべきことになる。ポイント制を使っているドイツでも、保険料と年金見込額の実額をあわせて通知している。

第2に、読みやすさを重視している。通知を手にとって読ませるために、盛り込む情報は重要なもの限定し、長さも6ページが最高である。例えば、スウェーデンのオレンジ・レターは、年齢や職種、配偶者・子供の有無や使っている言語など個人の状況に応じて、形式や内容を変えた、5,000通りのタイプがあるという。例えば、子供のいる場合の年金の説明は、子供のいない人には通知されない。書かれている情報が全て自分に関係があるので興味をひきやすい。さらに、通知に対する加入者の反応を毎年サーベイし、読みやすく、わかりやすい通知にするため、その内容を修正している。

通知を短くするため、さらに詳しい情報への要求には、他の方法で対応する。年金制度の仕組みや用語については通知に載せず、別のパンフレット（説明書）を送付している。

第3に、通知により自らの年金などを理解して貰うことと、制度全体の理解を進めるための、他の情報提供や広報活動が一体として推進されている。

スウェーデンでは、オレンジ・レターは改正後の年金制度を国民に理解してもらうためのキャンペーンの一つの部品・きっかけと位置づけられている。したがって、レターの内容への照会を歓迎している。例えば、各ページの下段には、問い合わせ先のホームページ・アドレスや

電話番号を示している。また、ページの右上にあり2005年を表す「05」という数字には、ページごとに異なる色や字体が使われていて、電話による問い合わせの際にも、どのページについての質問かがすぐわかるので、容易に回答できる。このようなインターネット・電話・事務所での対面による相談・照会に加えて、新聞などメディアを含めてあらゆる方法を使って、年金制度や予測額についての理解を深めようとしてきた。

それ以外の国でも、政府はさまざまな活動によって年金制度とそれが個人に及ぼす影響への理解を深めようとしている。通知はこうした多様なコミュニケーションの端緒なのである。

では、期待される効果はあったのか。スウェーデンのサーベイによると、旧制度から新制度に代わったことを知る人の割合は、レターを送る以前の1998年には81%であった。ところが、1999年以降は、ほぼ90%に達している。また、制度について「大変良く知っている」、あるいは「かなり良く知っている」という人の割合が、1998年の18%から徐々に上昇し、2001年には48%となっている。年金制度を信頼しているという人の割合は、1998年の29%から2001年には37%となった。

#### 4. 通知に対する日本の加入者の意識

次に、日本の公的年金について、冒頭で述べた2つの効果がどのような場合に得られるかについての、筆者等の研究結果<sup>(注4)</sup>を紹介したい。

##### (1) 国民年金のケース（納付意思の改善）

1つは国民年金について、どのような内容と文言の通知であれば、国民年金制度への加入・納付の意思が高まるかを、検証した実験の結果

である。

国民年金の1号被保険者219人を集めて6グループに分け、「もしも任意加入であったら国民年金に加入し、保険料を納付するか」という問いをする。その後、生年別に保険料と年金見込額を現在価値に直した総額を、5グループそれぞれに別々のタイプの文言を使って通知する。最後の1グループには年金以外の事実に関する通知をする。その後で再度、同じ質問をし、回答に有意な変化があったかどうかを検証した。

その結果、国民年金の保険料と見込額を通知した5グループでは、年金以外の事実を通知したグループよりも、加入・納付の意思が改善することが確認できた（いずれも5%水準）。また、マクロ経済スライドによる給付削減のリスクを知らせるなど文言を変えても、加入・納付意思は有意には悪化しなかった。

基礎年金（国民年金）の財源には国庫負担がある。マクロ経済スライドの下で、給付の伸びが抑えられてもなお、年金見込額は保険料を上回るはずである。収益率はプラスであり、払った保険料以上に年金が戻ってくる。それを自分の生年ごとの具体的な数値でみることにより、加入・納付の意思が高まったのである。保険料を払っても払い損になるのではないかという、不信や不安を軽減する効果が認められたといえる。

##### (2) 厚生年金のケース（ひな形への反応）

次が厚生年金に関する通知を示した際の、2号被保険者が示した反応についての調査結果である。

スウェーデンではオレンジ・レターの理解度や問題点を調べるために、毎年、20人へのインタビューと1,000人へのアンケート調査を実施し

ている。それを参考にして、筆者らは自ら作成した年金通知のひな型を使って、厚生年金加入者の老後の準備に役立つために、年金通知はどうあるべきかを探る目的でグループ・インタビューとネット・アンケート調査を実施した。対象は、40歳台後半から50歳台前半の男性の厚生年金被保険者である。

まず2005年11月末から12月上旬にかけて、17人<sup>(注5)</sup>を対象にグループ・インタビューを実施し、年金通知のひな型に対する様々な意見を集めた。その上で、グループ・インタビューの際にでた意見が一般的かどうかを、50～54歳の男性会社員を対象にしたインターネット・アンケートにより検証した<sup>(注6)</sup>。

使用した年金通知のひな型は、A4版4ページ分の情報をA3版1枚の表裏に印刷したもので、全参加者に共通の、1950年生まれの男性を想定した内容である(図表-2)<sup>(注7)</sup>。「仮に、あなたご自身の年収や年金の加入歴にあわせて作成された同じ形式のお知らせが、国から定期的に届いた時に、あなたならどのように感じるかを答え下さい」と指示した上で回答してもらった。

ひな型の1ページ目には、将来の年収が現在の半額で推移する場合と同額で推移する場合の2通りの年金見込額が掲載されている。これは、年金見込額が2通り載っていることで、今後の年収が変わると年金額が変わるという制度の仕組みを理解しやすい、将来受け取る公的年金の目安を考えやすい、あくまでも給付額の予測(見込み)であり、確定した額ではないことを理解しやすい、と考えたからである。ドイツやスウェーデンの通知にも複数の見込額が掲載されている。

2通りの予測があることについて、グループ・インタビューでは、「年金額のおおよその

目安がついた」や「今後の収入が変わっても年金額はそれほど変わらないことがわかった」など、これらの仮説を支持する意見がみられた。アンケートでも前記の理由から、約9割が、見込額が2通り載っていることを評価している(図表-3)。

ただし、2通り載せる場合に、今後の年収についてどのような仮定の組み合わせが適切かについては意見が分かれた。グループ・インタビューでは、ひな型で提示した「現在と半額」と「現在と同額」というパターンのほか、「今後、厚生年金に加入しなかった場合(退職して1号被保険者になった場合)」についても知りたいという意見が多くみられた。

また、今後の年収が現在の半額になった場合の年金見込額が載っていることについて、グループ・インタビューでは、「今後自分の年収が半額になることを示唆しているのではないか」や「どうして半額の例が(同額の例より先に)載っているのか」などの意見がみられた。アンケートでも同様の不快感を示す人が3割あった。年金見込額を2通り載せれば、老後の生活設計や制度の理解に役立つものの、収入の想定とその表示方法についてはさらなる検討が必要である<sup>(注8)</sup>。

次にインタビューでは、筆者らのひな型において、支給開始年齢が60歳と65歳の2通りで、それぞれ支給額が異なる点に対して、分かりにくいという意見がみられた<sup>(注9)</sup>。

そこでアンケート対象者に、年金見込額と年齢との関係を表形式にした別の通知を提示したところ、約8割の人が表形式の通知が分かりやすいと回答した。厚生年金の場合、男性は1961年生まれ、女性は1966年生まれまで、定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢が異なるため、当分の間は表形式での情報提供が望ましいと思



われる。

なお、今回掲載した年金見込額は、社会保険庁が現在提供している年金見込額と同様に、配偶者に関する加給年金や振替加算を含んでいない。アンケートでは約8割の人が配偶者の年金額を含んだ方が良いと回答した。実際に年金通知が始まれば、配偶者の分は配偶者宛の年金通知で概ね確認できる。ただ、現状の取り扱いを続けた場合、加給年金や振替加算は夫婦どちらの通知にも含まれない可能性もあるので、検討が必要だろう。

筆者らのひな型の2ページ目には公的年金の特徴について解説した。内閣府や社会保険庁がこれまで実施した意識調査では、給付の物価・賃金スライドなどがあまり認知されていない結果となっているためである。今回のアンケートでは、解説を読んで終身年金や物価スライドをメリットと感じた人が約9割あった。これまで

あまり認知されていなかったことを踏まえれば、こういった公的年金の特徴を知らせることで、老後設計における安心感や制度への信頼が高まると考えられる。

同じ2ページには、「年金財政を健全化している最中は、公的年金の加入者数の減少と年金受給者の寿命の伸びを考慮して年金額の伸びが抑制されます」という、マクロ経済スライドの解説がある。これについて、インタビューでは「何が言いたいかわからず、将来への不安を高める」という声があった。アンケートで、「年金額の伸びが抑制されるという仕組みは、納得できますか」と尋ねても、「どちらかといえば納得できる」から「納得できない」までの各選択肢に2～3割ずつ分布しており、「納得できる」という人は1割に満たなかった。

マクロ経済スライドは年金の専門家にも理解が難しいところがある。情報提供する際には、

図表 - 3 筆者らが作成したひな型に対する反応（年金見込額について）

Q. 年金見込額が2通り載っていることで、将来受け取れる予定の年金額がおよそいくぐらいになりそうか、見当をつけやすいですか

とても見当をつけやすい	27%
どちらかといえば見当をつけやすい	61%
どちらかといえば見当をつけやすい	9%
まったく見当をつけやすい	3%

Q. 今後の年収が現在の半額になった場合の年金見込額が載っていることについて、不快に感じましたか

とても不快に感じた	10%
どちらかといえば不快に感じた	22%
どちらかといえば不快に感じなかった	29%
まったく不快に感じなかった	39%

Q. 仮に、赤い囲みの部分(年金見込額)の部分が別紙のような表形式だったら、より分かりやすいと思いますか

そう思う	51%
どちらかといえばそう思う	33%
どちらかといえばそう思わない	7%
そう思わない	9%

(注：サンプル数は、いずれも212)

Q. 年金見込額が2通り載っていることで、「今後の年収が変わると、年金額が変わる」という制度の仕組みを理解できますか

よくわかる	34%
だいたいわかる	58%
あまりわからない	6%
まったくわからない	1%

Q. このお知らせに年金見込額を2通り載せる場合、今後の収入の仮定は、どのパターンとどのパターンがいいと思いますか

同額と半額	46%
同額と無収入	27%
半額と無収入	25%
同額と1.5倍	1%
半額と1.5倍	2%

Q. このお知らせに載せる年金見込額には、配偶者が受け取る年金額を含んだ方がいいと思いますか

そう思う	52%
どちらかといえばそう思う	33%
どちらかといえばそう思わない	7%
そう思わない	9%

具体例や図を使った、それだけを説明する冊子を作成するなど、さらなる工夫が必要であると思われる。

3ページ目には加入履歴を掲載した。グループ・インタビューでは、この中でも特に年金の受給要件を満たしているかどうかの記述に注目が集まった。現在の制度では、自分から確認しない限り、58歳に到達するまで社会保険庁からは何も情報提供されていない。

そのため、現実に受給資格を得るにはこれから何年間の加入が必要か曖昧だったり、本当に自分が受給できるかどうか確信が持てなかったりしたようである。アンケートでは、約9割が受給要件を満たしているかどうかの情報は老後設計に役立つと答えている。また、2ページ目から4ページ目の中で通知に不要な部分はどれか(1つのみ選択)という問いでは、3ページ目上段の加入記録が不要と回答した割合は1割未満で、他の選択肢よりも少なかった。これらの結果から、受給資格を取得したかどうか、今後何年加入すると取得できるかの記載が必要と考えられる。

受給資格が得られるとわかれば、老後の生活設計上の安心感だけでなく、制度への信頼を高めることにもつながるだろう。

4ページ目には、在職老齢年金の計算例と問い合わせ先を掲載した。まず在職老齢年金については、65歳を境に在職老齢年金の制度が変わることや、働いて得る収入と働いていない場合に得られるはずの年金額の合計によって在職老齢年金金額が異なることから、働き続ける年齢について2通り、働き続けた場合の年収について2通りの計4通りを掲載した。これに対して、グループ・インタビューやアンケートの自由回答欄では、現時点では60歳以降にどのような形態で働き続けるかをイメージしにくいといった

意見や、計算例が複雑で理解しにくいといった意見があった。

社会保険事務所には、在職老齢年金などに関する問い合わせが多い。しかし、自分が現実にそうした場面に直面し、年齢や収入など具体的な想定をおけるようになるまでの間は、その状況をイメージしにくく、関心も低いようである。仮に通知に載せるとしても、一般的な数値例は不要で、「働いた場合には年金が減る」という事実だけで十分であろう。

最後に、この通知が定期的に送られる場合に、いつから送り始めるのが適当か尋ねたところ、グループ・インタビュー、アンケートともに、受給要件を満たした時という意見が多かった。この点からも、受給要件の充足が老後設計にとって重要な情報であることがうかがわれる。

以上をまとめると、日本でも給付の見込額を中心とする通知を活用することで、老後の生活設計を助ける、年金制度への理解を深め、信頼を高める、効果があるのがわかった。国民年金では保険料総額と給付額との関係を通知することで、制度に加入し、保険料を納付する意思が高まることが確認できた。

一方、受給資格を得る年齢から支給開始年齢に至るまでの厚生年金加入者に見込額などを通知することは、ライフプランの上で有益であることが確認できた。特に給付額の見込みについて、複数のシナリオを示すことで、将来の年金額のおおよその幅や今後の収入によって変動する不確実な予測数値であることを理解しやすくできる。また、受給要件を満たしているか、満たすまでに今後必要な加入年数がどれだけか、への関心も高い。

## 5. 今後の課題

現在、社会保険庁では、50歳以上の加入者から請求があれば、年金受給額の見込みを送付するようになっている。2006年度中に、被保険者期間のほぼ中間点にある35歳の被保険者に加入状況を通知し、2008年には、「ポイント制」により全加入者に定期的に加入状況や見込額を知らせるといふ。

さらに定期的に送る通知とは別に、必要な時にホームページのサイトを閲覧して自分の加入記録を確認できるサービスを今年3月から開始し、将来的には給付の見込額を確認できるサービスも検討している。これらのサービスにより、加入者の利便性や制度への理解は相当に高まるであろう。

以上をふまえた上で、むすびとして、情報提供における今後の課題をあげておく。第1が若年時の通知内容である。年金制度に加入しているという意識を高めるためには、30歳台でも何らかの通知があるのが望ましい。問題は、30歳台から年金見込額を通知するかどうかである。これには、将来の不確実性が高すぎる、見込額を知りたいというニーズが低い、として反対する意見もあろう。

現在でも50歳になるまでは、加入者が年金の見込額の通知を申請できない。50歳になるまで照会できないのは、過去のデータの未整備や、厚生年金の報酬比例部分の見込額が今後の報酬額によって変動するからであろう。

しかし、50歳になって支給額が予想以上に少ないことがわかって、引退年齢を遅らせるなどの自助努力によって老後の生活費を補おうとしても、手遅れのことが多い。公的年金を自分で補う準備をするためには、もっと早く支給見込額を知る必要がある。そう考えると、頻度は1

年に1回ではなく、数年に1回でも構わないので、30歳台の若い間から、年金見込額の通知を送付するべきではないか。

第2の問題はマクロ経済スライドの説明である。2004年度の年金制度改正によるマクロ経済スライドの下では、年金見込額（現在価値）が本人の報酬だけでなく、被保険者の総数や人口あるいは賃金上昇率、運用利回りなどの要因で変動する。ただ、この変動には、モデル所得代替率でみて50%を下回る場合には、マクロ経済スライドを停止する、という歯止め（最低保証）がかかっている。

そこで、前述したように、図などにも工夫をこらして、将来は経済や人口変動によって年金額が変わるといふマクロ経済スライドの仕組みを説明するとともに、見込額においては、標準報酬累計額の階級別に、最悪でもこのくらいは支給される、という最低額を通知してはどうか。

その場合、行動経済学や心理学の研究成果を応用すると、例えば「標準的には月15万円、ただし、経済・人口変動によってはこのくらいになる、それでも最低月12万円は支給される」といふ説明よりも、「最低でも12万円、ただし、経済・人口変動が標準的であれば15万円」といふ説明の方が受け入れられやすい、という仮説<sup>(注10)</sup>にも注意を払う必要がある。

第3が保険料の納付額（過去の累計）を示すかどうかである。標準報酬履歴やその再評価額は過去の加入記録により名寄せされているので、計算することができる。しかし、保険料については料率が一定ではなく、記録もないため、計算プログラムを新たに構築する必要がある。

技術的問題が解決されても、厚生年金では必ずしも、給付の見込額の累計が保険料の累計（いずれも現在価値で計算）を上回らない可能性がある。また、そもそも公的年金は世代間扶

養原理に支えられており、損得計算には馴染まないのに、保険料と予測給付を示すことは、損得計算を勧めるようなものだ、という意見もある。しかし、年金制度への理解と信頼を得るには、給付と負担額を通知し、制度を自分自身に引き直してもらおうことが1つの方法だという考え方もあろう。

第4が加入者との双方向のコミュニケーションにより、郵送の通知を補うことである。電話や窓口に加え、インターネットや電子メールを活用した相談を受け付けることが考えられる。

年金見込額の通知を送付すると、それに関する相談や質問が増えていく。それとともに時間や費用が高む。しかし、加入者から、悩みや要望などのフィードバックを直接聞くことができる。その意味では重要な機会・接点（インターフェイス）であり、積極的に活用していくべきであろう。通知によって、国民がこの接点に引き込まれるのであれば、それは歓迎すべきではないか。費用を適正に管理するのは当然としても、これらの機会を減らすべきではない。

有り、実際の利得がそれを上回ると、満足度が高まるので、参照点を低く設定しておく必要がある。また、心理学を応用した説得手法に、まず過大な要求（この場合は、低い年金での満足）をして相手に断らせ、徐々に要求を下げて譲歩（標準的な年金での満足）を引き出す、ドア・イン・ザ・フェイス法がある。

本稿は、(財)年金総合研究センター『年金と経済』2006年4月号に寄稿したものを加筆して転載しました。

- 
- (注1) 2008年10月から「ねんきん事業機構」に改組される予定。
  - (注2) 見込額を通知されることで、公的年金が給付建てのままであっても、各加入者が拠出建て年金の下と同様に、自分の口座を持っているように感じられれば、制度への理解や信頼が促進されると考えられる。
  - (注3) 54歳以上の加入者に3年に1度送られる。各給付に関する説明や過去の詳細な加入歴など、20頁弱にわたる。
  - (注4) いずれも厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業の「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」の一環として実施した。
  - (注5) 50～57歳の男性会社員6名×2回、45～49歳の男性会社員5名×1回
  - (注6) 2006年1月27日～31日に実施。有効回答数221。
  - (注7) 45～49歳のグループ・インタビューでは1958年生まれの例を使用した。
  - (注8) 今回試みなかったものの、今後2号被保険者全体、あるいは各年齢の被保険者の平均的な報酬を得られるものと仮定して、年金見込額を示す方法も考えられる。
  - (注9) 65歳時点で基礎年金部分が変わり総支給額が増えることを、60歳～64歳の支給額が小さいのは繰り上げ受給のためと誤解した例があった。
  - (注10) 行動経済学ではKahneman and Zversky (1979) のように、まず参照点 (reference point) における利得が